

令和5年

総務委員会

12月8日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和5年12月8日

午前10時00分 開会

午前11時31分 閉会

1. 出席委員

委員長	郷右近 修	副委員長	中 堀 りゅういち
委員	岡 島 ゆみこ	委員	林 ゆきひろ
委員	月 岡 修 一		
議長	鵜 飼 貞 雄		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅 井 俊 一	議事課長	深 草 広 治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺 島 慎 二	庶務担当係長	福 田 悦 子

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	土 屋 正 典
行政経営部長	小 串 真 美	市民生活部長	宇佐見 恭 裕
教育部長	高 木 安 司	秘書広報課長	伊 藤 克 代
企画政策課長	萩 野 昭 久	公共施設管理課長	中 田 勝 次
財政課長	浦 倫 彰	総務課長	山 田 隆 貴
防災防犯対策課長	堅 田 直 寛	税務課長	加 藤 健 治
債権管理課長	小 川 正 寿	共生社会課長	松 本 小 牧
学校教育課長	秋 永 亘 正		

5. 傍聴議員

青 木 けんじ	鈴 木 智 和	浅 井 たかお	こんどう のぶお
近 藤 ひろひで	いとう ひろし	服 部 龍 一	武 谷 としお
毛 受 明 宏	三 浦 桂 司	一 色 美智子	堀 内 ち ほ
清 水 義 昭	ふじえ 真理子		

6. 傍聴者

3 名

午前10時開会

○総務委員長（郷右近 修議員） 皆さん、おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は2議案でございます。慎重な審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

続きまして、議長から御挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会、議案2件と陳情1件でございます。慎重審議よろしくお願いします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機としたいが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には御出席いただきますので、御承知おきよろしくお願いいたします。

（市長退席をなす）

○総務委員長（郷右近 修議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めてまいります。

なお、当局におかれましては、反問権を行使する場合には、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問していただきますようによりしくお願いいたします。また、反問を終了する場合にも意思表示を明確にされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、議案第86号 豊明市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正

についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者から説明を求めます。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） それでは、議案第86号 豊明市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、新型インフルエンザ等特別対策措置法の改正により条文が整理され、これまで緊急事態のみであった職員の派遣が感染症の発生及び蔓延の初期段階から派遣が可能となったことにより、豊明市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、ちょっと素朴な質問ですけども、災害派遣手当というのは、直近で支給された実績というのはあるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましては、豊明市が災害になったときに他の自治体から来られた方に対する手当という形になりますので、直近では災害等は起こっておりませんのでございません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、今回、その手当のところで変更になっている特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、これはどういうときに支給されるものなんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君）　これまで法律改正前までは、いわゆるコロナウイルス等でまん延防止法とか緊急事態宣言というのが国とか県から出されたのは、皆様御承知のとおりだと思います。そういったときに行政の機能が、いわゆる麻痺した場合とか、そういったときに、こちらの条例に基づいて他の自治体から応援を要請するという形だったんですけども、今回の法律改正によりまして、まん延防止、いわゆるまん防とか緊急事態に限られたやつが、こちらの派遣、感染症の発生及び前の初期段階、そういった段階からもうそういうできるという形になったというのが大きな形になっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

副委員長。

○中堀りゆういち委員　実際に起きたのと初期段階の垣根というか、それはどういうところで判断されるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君）　こちらにつきましては、当然ながら豊明市のほうで、そういったコロナ等、あるいは新型インフルエンザが蔓延した段階で国、県等にそういった報告する形になると思います。そういったときに認定されるという形になるという形になります。

以上です。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近　修議員）　それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。ございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近　修議員）　それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第86号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近　修議員）　御異議なしと認めます。よって、議案第86号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第91号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第9号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきましても理事者からの説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第91号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第9号）のうち、秘書広報課所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書の18ページ、19ページを御覧ください。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の一般管理人件費で442万円の増額です。

右ページの説明欄のとおり、扶養手当をはじめとする各種職員手当の増額となります。

増額の主な理由は、当初予算積算時の仮定配置職員と実配置職員の違いによる属人的な要因によります。

続きまして、2目 秘書人事管理費で131万1,000円の減額は、職員共済組合負担金の減額です。

主に、当初予算積算時の仮定配置人数に対して実配置人数が少なかったことによるものです。

1枚おめくりいただきまして、次のページ、上段、2款2項1目 税務総務費における税務人件費の増額及び3款、4款、6款、7款、10款における各人件費の増額あるいは減額につきましても同様に、当初予算積算時と実配置人数や職員との差によるものでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

第3表 債務負担行為補正で、上から2段目、広報とよあけ印刷事業です。

令和6年度から令和8年度までの3年間、5,858万9,000円の債務負担をお願いするものです。来年度、広報とよあけのリニューアルを予定しており、今年度中に印刷業者をプロポーザルにて選定するためでございます。

以上で秘書広報課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 続きまして、総務課所管分について御説明をいたします。

補正予算書の18ページ、19ページをお開きください。

ページの真ん中あたりになります。2款 総務費、1項7目 財産管理費、財産管理事業の14節 工事請負費の営繕工事費134万円の増額につきましては、令和5年6月議会の補正予算でお認めをいただきました旧西川保育園用地を職員駐車場として使用するための

造成工事におきまして、近隣住宅と接している部分につきまして、目隠しのフェンスを設置する必要が発生したための工事費として増額をするものです。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 続きまして、公共施設管理課所管の補正予算について御説明をいたします。

まずは、歳出より御説明いたします。

同じく予算書18ページ、19ページの表の下、真ん中より下全てでございます。

2款 総務費、1項7目4 公共施設管理事業は、右の説明欄2行目、小中学校エレベーター更新等工事設計業務委託料929万1,000円は、令和7年度に中央小学校、豊明中学校及び沓掛中学校におきまして、配膳用エレベーターを人荷兼用、人と荷物の兼用のエレベーターに更新、並びに階段に車椅子用階段昇降機を設置するための設計の委託をするものであり、工事としては、7年度の学校の夏季休業期間中を中心に工事を実施するため、必要があるためでございます。

3行目、栄中学校エレベーター更新等工事費5,602万3,000円は、令和7年度に肢体に障がいのある児童の方が入学予定ということであります。それに対応するための工事であります。その工事を実施するためのものでございます。製造期間の確保と学校夏季休業期間を含む工期の確保を担保するため、計上させていただいたものでございます。

続きまして、4行目となります。

共生交流プラザ総合受付空調設備更新工事費564万3,000円は、いわゆるカラットの開館後、こちらの総合受付、隣の印刷室もなんですが、空調の機械、もともとおとしの整備工事の際は、流用して昔の空調機械をそのまま使っていたんですが、その後、不具合が頻発し、事務スペースにおける冷暖房、執務設備や受付の冷暖房設備の状況がよくないという状態であり、特に、夏季における来客対応や執務に影響を及ぼすことから、本工事の実施に当たり製造期間の確保を図りつつ、気温や湿度が上昇する前に改修を終えたいためでございます。

続きまして、5行目、同じく共生交流プラザ屋内運動場空調設備設置工事費1,305万7,000円は、こちらのカラットの屋内運動場に利用環境向上及び避難所機能向上のための空調設備を新設するためでございます。

同じく6行目、沓掛小学校職員用トイレ改修工事費479万7,000円は、元来、職員室付近の職員用トイレスペースが狭小で便器数も少なく、最近では、特に放課時間帯に先生の利用が集中することで支障を来すケースがあるため、隣にあります児童用トイレがスペースが

広いんですが、こちらと入替えをするとともに洋式化を図るためであり、学校の運営上、学校の夏季休業期間中に集中的に改修を行いたいためでございます。

7行目、清掃事務所屋根防水改修工事費796万4,000円は、清掃事務所事務所棟において、経年劣化の漏水により当該建物内の床面に水たまり事象が生じ、早急に屋根防水層の改修が必要であるためでございます。

最後です。8行目、豊明中学校特別教室棟屋上防水改修工事費1,914万円は、既存の防水層がめくれ上がる事象が散見され、同様の事象が今後も発生する可能性があるため、早急に防水層の改修が必要となってきたためでございます。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたしますので、5ページをお開きください。

5ページの表、下の段です。変更の欄、2款 総務費、1項 公共施設管理事業、補正前2,580万4,000円、補正後1億5,691万円、1億3,110万6,000円の増となります。

内訳ですが、そのうち1,480万8,000円は、令和5年度の当初予算の調査点検業務委託料のうち、今回解体工事で廃業となった公共施設の解体事業に係る解体後の事業損失事後調査について、また、9月第6号補正において、繰越しをお認めいただいた民生費営繕工事費のうち南部児童館トイレ増築等工事について、いずれも年度内の完了が困難であるため、繰り越して計上することあります。

残り1億1,629万8,000円は、先ほど御説明いたしました歳出予算を全て、年度内完了が困難であるため、繰越しとして計上しているものでございます。

最後に、歳入の御説明をいたしますので、補正予算書7ページをお開きください。

7ページにも説明はありますが、ごめんなさい、説明のほうは、予算書の14、15ページ、すいません、お開きください。こちらのほうでさせていただきます。

21款 市債、1項1目 総務債は、右の説明欄、まず1段目です。3節 学校施設改修事業債7,590万円の増は、先ほど御説明しましたエレベーターの更新工事やその設計委託、中学校の屋上防水改修に充当するものでございます。

2段目、9節 多世代交流館施設整備事業債1,800万円の増は、右の説明欄、まず、1行目、多世代交流施設総合受付空調設備更新事業500万は、先ほど説明しましたカラットの北館総合受付の既存空調機器更新に充当するもの、2行目、多世代交流施設屋内運動場空調設備設置事業は、これも先ほど説明いたしました1,300万です。カラットの屋内運動場の空調新設に充当するものでございます。

最後に、3段目、10節 清掃事務所屋根防水改修工事事業債710万円は、歳出で御説明いたしました清掃事務所屋根防水改修事業に充当するものでございます。

以上で公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） 続きまして、税務課が所管するものについて、債務負担行為の御説明をいたしたいと思いますので、補正予算書 6 ページをお開きください。

第 3 表、債務負担行為の補正、事項欄、上から 4 つ目、固定資産評価業務委託事業の債務負担行為でございます。

期間としましては、令和 6 年度から令和 8 年度まで、限度額につきましては、3,251 万 6,000 円であります。これは、3 年に 1 度の令和 9 年度固定資産評価替えに向け、令和 6 年度から令和 8 年度までの間、固定資産税の課税に係る固定資産評価業務を支援していただくため、専門の業者に路線価算定等に関する業務を委託するものであり、3 年間の債務負担行為をお認めいただきたく提出させていただくものでございます。

以上で税務課の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 小川課長。

○債権管理課長（小川正寿君） 続きまして、債権管理課所管の説明をいたしますので、補正予算書 20、21 ページをお開きください。

上段の表、2 款 総務費、2 項 徴税費、2 段目、2 目 徴収費でございます。

21 ページ、右説明欄、過誤納還付金を 200 万円増額し、徴収費の合計 6,113 万 4,000 円とするものでございます。これは、執行状況により過誤の還付金の予算が不足する見込みがあることから計上させていただいたものでございます。

以上で債権管理課の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。34 ページ、35 ページの最下段をお願いいたします。

12 款 公債費、1 項 1 目 公債費元金償還事業の長期債元金 66 万 3,000 円は、元利均等方式で借りている臨時財政対策債の利率見直しにより、利子額が減額することに連動して元金部分が増額するものでございます。

続いて、36 ページ、37 ページをお願いいたします。

上段の 2 目の長期債利子 298 万 7,000 円は、臨時財政対策債の利率見直しの減額と、令和 5 年度債の発行による利率確定分との差額を増額計上するものでございます。

続いて、歳入の説明をいたしますので、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

上段の 10 款 地方交付税、1 項 1 目の普通交付税 3 億 3,545 万円は、令和 5 年度の普通交付税額が 18 億 7,545 万円との決定を受け、この交付決定額と当初予算額との差額を増額補

正させていただくものとなっております。

続いて、14ページ、15ページをお願いいたします。

中段の19款 繰越金、1項1目の前年度繰越金1,305万6,000円は、このたびの歳出補正予算の一般財源となるものでございます。

続いて、16ページ、17ページをお願いいたします。

21款 市債の上段、臨時財政対策債は、交付税算定の結果により220万円を減額し、発行額を1億4,780万円とするものでございます。

なお、この同地方債につきましては、7ページの第4表 地方債補正、変更にも計上をさせていただいておるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 深草課長。

○議事課長（深草広治君） それでは、議事課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書6ページをお開きください。

第3表 債務負担行為補正、最上段、議会だより印刷事業です。

次年度より広報とよあけと共同印刷業務を行うもので、今年度プロポーザルを行うための債務負担行為補正です。

期間につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間、限度額は873万7,000円です。

以上で議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 続きまして、企画政策課所管部分について御説明いたします。

補正予算書の6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為の追加になります。

上から3段目のまちづくりアンケート調査業務委託事業175万円は、総合計画のまちづくり指標について数値管理などを行うための委託費用です。今年度中に契約し、準備着手を行うため債務負担行為を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 続きまして、共生社会課所管分について御説明いたしますので、引き続き、6ページを御覧ください。

第3表の債務負担行為補正、上から5つ目、電話通訳業務委託事業です。

これは、市役所窓口等における多言語化対応のため、電話通訳業務を令和6年度から3年間長期契約とするための債務負担行為でございます。

以上で共生社会課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） これで理事者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 19ページの真ん中の営繕工事費から質問しますけども、近隣と接しているところの目隠しをとということなんですが、前回の6月議会、約1,000万ほど営繕工事費、上がって整備したと思うんですけども、なぜ今になってこのような話が出てるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 当初の設計の段階では、現地に植栽と、あとネットフェンスが設置されておりましたので、それで十分というふうに考えておったんですけども、その後、区のほうでアンケートを行ったり、私ども現地に赴きまして周辺の方とお話をさせていただきまして結果、駐車場の高さが道路より少し高い位置になっておりまして、車のヘッドライト、あと排気ガスとか人の動線、目線の関係で、ちょっと視線が気になるというお話が出ましたので、今回目隠しフェンスのほうを設置させていただくというふうになりました。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今、アンケートをやったりとか、区町内会等の調整ということなんですけど、普通は最初の1,000万の工事費が上がる前にそういった調査をして、必要なところをちゃんと洗い出してから計上するのが普通の流れだと思うんですけども、そういうことはされてなかったんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 当初の予算計上させていただいた段階では、申し訳ありませんが、区長には御相談をかけておったんですけども、住民のアンケートを取ったりとか、

現場の方の聞き込みとか、そういったことをちょっとしておりませんでした。その後、事業のほうが具体化してくるに当たりまして打合せをさせていただきまして、そこで現場確認をした結果、そこをちょっと設置してほしいということになりましたので、今回追加で要望させていただくものです。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 では、次の公共施設管理事業のエレベーターの工事設計のほうですけども、今、先ほど説明で、中央小学校、豊明中学校、沓掛中学校というような説明だったと思うんですけど、今現状は、どこが人荷用のエレベーターになってて、どこがまだなっていないんですかね。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） お答えいたします。

まずは、令和４年度に施工いたしました豊明小学校と大宮小学校は変わっております。それと、令和２年、３年度の二村台小学校、いわゆる統合に基づく工事がありましたので、二村台小学校もそちらで施工済みでございます。あとは、かなり昔、約２０年ほど前なんですけど、沓掛中学校のエレベーターだけにおきましては、人荷兼用に既に更新をされております。

以上が認識をしている履歴でございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 沓掛中学校はもう更新済みなんですよ。今回設計で沓掛中学校をやる。まだできてないところはたくさんあると思うんですけど、どういう計画でこの３校を優先してるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 本件の計上になった本の話としましては、令和７年度の４月に、この各３校に、今いらっしゃるところもいるんですが、そういう肢体不自由

の生徒さん、児童さんが入学される予定だということで対応しております。

今、御質問があった沓掛中学校は、エレベーターそのもの、籠ですね、そのものは改修済みなんですけど、先ほども説明しましたとおり、エレベーターで全ての階、全ての校舎を回れるわけではございません。先ほど説明しましたとおり、車椅子用階段昇降機のお話もさせていただいたと思うんですが、沓掛中学校、これ、豊明中学もなんですけど、階段に取り付けます車椅子用階段昇降機も含まれているため、沓掛中学校も同じく計上させていただいた次第でございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

副委員長。

○中堀りゅういち委員 ちょっと重なった質問になりますけど、沓掛中学校は階段のエレベーターだけということでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 沓掛中学校は、エレベーターは3階までは行きまして、2つ校舎があるんですが、横移動もできます、3階まではできます。ただ、4階がエレベーター停止階はありませんので、4階は階段昇降機で上がるという形、2棟分の3階から4階に上がる形です。

以上です。

（沓中はそれだけかという質問かとの声あり）

○公共施設管理課長（中田勝次君） それだけです、沓中は。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 どういう計画でこのエレベーターにしていくなかというところで、4月に調査という話だったんですけど、これは今年度の4月ですよ。そのときに、ほかの学校とか、そういったところは、今回対象にしてないというのは、その判断というのはどういうふうに、どこに調査をかけてどういうふうに判断されてるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まず、エレベーターの人荷兼用改修の現時点の計画においては、事前に教育委員会とか学校支援室のほうでお調べいただいて、御希望があるような生徒さん、児童さんが入学されるというお話を伺って対応しているものでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 というのは、もう少し早く調査して、こういった予算計上というのは上げられなかったのかどうかということなんですけども。例えば4月に調査したときに、来年度の当初予算に組むだとか、そういったような運営もできると思うんですけども、なぜこの補正という途中の段階でこういうふうに計上されているんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） エレベーターの改修につきましては、一定程度、計画的にやるつもりでおります。

ただ、今、課長が説明したように、児童生徒さんが進学して入ってくるかどうかというところが、やっぱりかなり近くならないと、例えば、親御さんの判断で支援学校のほうに行くという判断もございますので、そういったことを踏まえて改修工事を、前倒しというか優先して、エレベーターの全体の改修の計画とは別に前倒ししてやるということで、現実的にはそういったことが順番に来てしまうので、エレベーターの計画どおりにはなかなかできないんですけれども、実態としてはそういう形でやっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、この3校の学校は、今設計をするというと、令和7年度の4月から稼働というようなイメージでいいですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） これは、どうしてもエレベーターですと給食の配膳に係ります。ですので、工事を施工できる時期というのが、どうしても夏季休業期間中を

中心としたところになりますので、今御質問のあった7年度では4月に間に合うかと言われると、実際は間に合わず、7年の夏休みを中心に施工しますので、早くても7年の9月以降に使用できるという形でございます。

以上でございます。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 4月に調査をして、7年度の4月1日から必要なんじゃないんですか。それにどういう、そこでそういう必要な子がいるからということなんじゃないんですか。どうなんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

高木部長。

○教育部長（高木安司君） 7年度の4月から必要なんですけど、今、課長から説明があったとおり、給食の配膳は止められませんので、そのエレベーターを使って配膳しますので、やれるのは夏休みになってしまうので、1学期間だけちょっと学校にお願いして、特別教室が多いんですけど、上のほう、その辺は我慢していただいて、何とか2学期からということで今回計画させていただいております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 すいません、もうちょっと確認しときたいんですけど、我慢して何とかというのは、どういうふうな支援をされるんですか、エレベーターなくて。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

高木部長。

○教育部長（高木安司君） 中学生ですので、友達がもしどうしてもその教室へ行かないといけない場合については、抱えて上がっていただくとかということなんですけど、なるべく授業を、その教室を使わないような形も考えていただきたいなという考えで学校とは調整してます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 栄中学校のエレベーターの件ですけど、これは、本会議質疑でもありましたけど、ちょっと確認も含めてですけど、以前、豊明小学校、大宮小学校でエレベーターを更新した際は、1基約3,000万円だったんですね。今回は5,600万という予算が上がってるんですけども、これ、かなり高額になっておりますけども、この理由、内訳をお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 昨日の議案質疑においても、小串行政経営部長が答えした部分もございます、重複する部分もありますが、改めてお答えをいたします。

今回は、先ほど議案質疑のときも申し上げたとおり、まず、今、地下1階から地上3階が停止階になっております。隣の給食センターが5年後、6年後ぐらいに移行されて、現栄調理場は廃業になります。先の計画はある程度分かってる中で、では、地下が必要かということになります、当然なります。

一方で、階段昇降機、つけるのかどうかということもあるんですけど、今回は構造上、機械室の4階の床を抜けば4階まで停止階というか、エレベーター自体が、籠がアプローチできるということが分かりました。その工事自体、いわゆる今お話ししました豊明小学校や大宮小学校のときにはなかった工事が全体の25%、費用で行きますと。ですので、5,623万の約25%が1,400万程度ですかね、こちらが前回にはなかった金額。ですから、まずここは引いていただきたいと思います。

それから、エレベーターの階数、前回、豊明小学校、大宮小学校は1階から3階です。今回は1階から4階です。ストローク、長くなってます。当然その分だけ経費がかかるというのは、これは当然のこと。

あとは、豊明小学校はエレベーターの人数が9人乗り、大宮小学校が11人乗りで、前回もその分だけやはり金額的には下がりました。当然そういう差が全部あつての金額の差ということ、いわゆる上昇という。そこにあと、昨今の資材費の高騰や、御存じのとおり、労務費も全体的に上昇しております。その辺りを全て加味した金額で、字面的には高くなってるということでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 栄中学校は、これは4階でということですが、大宮小学校と同じ11人乗りでしたっけ。

(はいの声あり)

○林 ゆきひろ委員 過去、図書館のときに3階の両開きで約2,000万ぐらいでできたんですけども、豊小とか大宮小のときも3,000万というのは結構高いなと思ったんですけど、実際、契約金額もそれぐらいなんですか。

○総務委員長(郷右近 修議員) 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長(中田勝次君) では、変更後の契約金額と落札率を申し上げます。

豊明小学校が2,698万7,400円、落札率93.01%、大宮小学校が、全体ですね、これはエレベーター関係ないところも含めて6,349万900円。昨日、議案質疑のときも少し答えさせていただいたと思うんですが、そのうちエレベーターが約半分で3,200万円ほど。案分でちょっと計算をしております。落札率は96.12%。

この辺りを鑑みて、決して図書館のときの事情が、少し私もその席にいないので分かりませんが、適正な、今回の見積りについても、その辺りを鑑みて設計をしております。

以上です。

○総務委員長(郷右近 修議員) 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この見積りというのは、何者取って、そのうち、これ、最低価格でということなんですか。

○総務委員長(郷右近 修議員) 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長(中田勝次君) この件に限らず、通常3者を、見積りが必要な場合は3者を徴集させていただいて、最低価格に査定率を掛けている形でございます。

以上です。

○総務委員長(郷右近 修議員) 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、総合受付のほうの空調、これはどういうエアコンで何台設置するのでしょうか。

○総務委員長(郷右近 修議員) 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まず、既存、現在の空調はガスの空調機で、総合受付に、もともと旧職員室なんですけど、2台、隣の旧校長室、今は印刷室になってますけど、そちらに1台。ですので、現計画では機械の台数を増やすということよりは、電気式なんですけど機械を替えるだけ、機器を替えるだけということを現時点では計画をしております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その下のプラザの屋内運動場の空調設置ですけども、これもちょっと本会議であったかと思えますけども、体育館にエアコンを設置するというふうに決めた経緯、背景はなんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 議案質疑の際も答弁をさせていただきましたが、先ほども少し述べたんですけど、利用者、稼働率63%というふうにさっき答弁させていただきましたが、非常に利用者も多うございます。その中での利用者からの要望にお答えする部分もそうなんですけど、意識的には、避難所としてこちらは予定を、もちろん避難所としてなってます。

ただ、これも昨日、答弁あったと思うんですが、各学校の体育館も避難所になるんですが、避難、災害後、一定期間たって、学校が再開されたとしても、こちらの避難所が最後まで残るという形でございます。当然やっていくなら、旧唐竹小学校のカラットの体育館から、まず試験的な形ということは昨日も述べさせていただきましたが、そういう形で設置させていただくという判断に至りました。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 総合受付と屋内運動場のエアコンですけども、これはまず、エアコン代の本体も含めての価格なんですかね。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 両方とも業務用のエアコンを予定していますが、当然機械の金額も全部込みでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、屋内運動場、そういった利用者が多くて要望がということなんですけども、なぜ唐竹小学校を改修した際に、そういう設置とかを考えてなかったのかなって思うんですけども、そういうときってというのは検討されてないんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。答弁できますか。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まず、その時点においては、まだ全ての体育館に、多分、各本会議場の一般質問なんかでも議員さんの中からもそういう質問はあったと記憶はしてるんですけど、まだその時点では、全体の計画として屋内運動場については、まだエアコンを設置するには時期尚早だという判断でした。

ただ、いろいろ状況の変化、先ほど言ったように、利用希望等も含めて、今回まずここにということで判断されました。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 高木部長。

○教育部長（高木安司君） 学校を統合するときに基本的な考え方として、現状の施設をそのまま使って何とかやりたいということがございましたので、現状の段階ではエアコンがなかったものですから、当然今もないんですけど、ほかの学校も、そういったコンセプトで始めましたので、当初の設計にはございません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

議長。

○鵜飼貞雄委員 じゃ、同じところで、屋内運動場空調設備、今審査してるのは補正予算なんで、それについてお伺いします。

本会議質疑では、これ、6基空調機器入れるということで、空調機器の前にサーキュレーター的な送風するものもつけますよということだったと思うんですけど、工事費全体でいうと、サーキュレーションする機械というのは、大体どれぐらいのウエートを占めるものか分かりますでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 1割弱であったという認識です。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 なぜ聞いているかというと、カラットを改修する際に、一緒につければ補助とかもついたんじゃないかなというふうに思っているんですけども、その際、約、カラットの改修は、それで半分ぐらいがたしか国庫補助か何かついたかなと思うんですけども、そういうことを検討されたかどうかということと、今回補助はないんですけど、交付税の措置というものはあるのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 今回のカラットの屋内運動場のものにつきましては、有利な市債を活用できますので、100%市債を充当して、後年で70%が交付税で戻ってくる予定でございます。

終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それと、カラットの改修のときということと、これも、そもそも計画を考えていれば当初予算にも含めたんじゃないかなと思うんですけど、この年度の途中に出してきている理由はなぜですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） これは、実際に来年の梅雨の時期より前に取り付けたいという製造期間や施工期間を考慮して、この時期にお認めいただければ、発注していけば、順調にいけば5月ぐらいまでには完了するというもくろみの下、計上させていただいた次第でございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

議長。

○**鶴飼貞雄委員** 下のほうの清掃事務所の屋根防水改修工事費796万4,000円なんですけども、清掃事務所、たしかフラットルーフですよ。全面、当然やるんだと思うんですけども、大体の面積と、あと工法、分かりましたら教えてください。

○**総務委員長（郷右近 修議員）** 答弁願います。

中田課長。

○**公共施設管理課長（中田勝次君）** まず、面積は323平方メートル、施工面積ですね。323です。

工法は、現在は、シート防水層、防水というもので防水層を構成されてますが、これを全部撤去しまして、塗膜防水での全面改修ということでございます。

以上です。

○**総務委員長（郷右近 修議員）** 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○**林 ゆきひろ委員** じゃ、清掃事務所と豊中の屋上防水の両方で聞きますけども、それぞれ防水する、改修する理由と、今、現状どのような状況になってるんでしょうか。

○**総務委員長（郷右近 修議員）** 答弁願います。

中田課長。

○**公共施設管理課長（中田勝次君）** お答えします。

まず、清掃事務所のほうからです。

清掃事務所につきましては、各所いろんなところ、漏水があるんですが、こちらは、3日ほど休みの後に明けて職員が出てきたら、床に水がたまってるような状態、漏水といっても天井の染みとかではなく、誰が見ても明らかな漏水という事象が発生しました。その後、屋上を見たら、先ほども述べましたシート防水がもう完全に経年劣化。何かというと、亀裂等もありますけど、伸び縮みが激しくて、ちょっとていをなしてないような状況という判断をいたしました。

一方、この時期、次の梅雨の時期までには完了させたいというところもありまして、この時期に出させていただいた次第です。

もう一個、豊明中学校につきましては、今も、こちらシート防水なんですけど、これが、亀裂が入ってからかなり広い範囲に広がって、風でなびいてたのを学校の先生がほかの校舎から気づいたというのが、その程度、亀裂が入って大きく……。ちょっと、最低限の修繕はしていただいているんですが、その後も亀裂の数が相当数ありまして、同じ現象が今後も続くことはもう容易に想像できます。これも先ほどの清掃事務所と同じく、一

般的には、雨季、梅雨期が来る前には処理というか補修したいということで計上させていただいた次第です。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それぞれ防水してからどれぐらい年数が経過してるのかということと、今まで修繕とか改修とかした実績というのはあるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まず、清掃事務所のほうは、新築時から約40年近く経過しているんですが、中間期での改修履歴がなく、現場を見ても改修をしたような状況ではなかったので、新築のままであると推測されます。

一方、豊明中学校は、築33年、34年程度たつんですが、中間期に一度改修をしております。約20年ほど前でございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 特に清掃事務所のほうですけど、そういった、四十何年そのまま修繕した実績もない、雨漏りしてて職員の人気づいたということなんですけど、これ、両方とも事後保全、発見してからの修繕になってませんか。どういう認識ですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 清掃事務所については、当初、計画的に次年度の実施計画に一時乗せて検討しておりましたけれども、このたび症状がひどいということで前倒しさせていただいております。そういった点では、事後保全だと思います。

中学校につきましても、まだ雨漏りは発見されていませんけれども、屋上の状態がよくないということで、事後保全といえば事後保全ですけれども、症状から行くと、予防保全的な対応も少しできているという認識を持っております。

終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はござい……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その上の沓掛小学校の職員用トイレの改修ですけども、職員用のトイレ、今回は沓掛小学校を実施するんですけども、ほかの学校とかの状況はどうなんですか、ここをやる理由も併せてお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まず、ほかの学校の状況ですが、二村台小学校は大規模改修の際に更新されております、職員来客用トイレですね。ただ、ほかのその以外の学校に関しては、まだ改修はされていません。今後の長寿命化等で包含してする予定でございます。

なぜ沓掛、もう一点、沓掛小学校だったかという、これは要望があったことなんですけど、比較すると、ほかの学校より明らかに便器数、特に女子のほうの便器が少なく、放課だとか休憩中に先生や講師の方、ちょっと不便を来していたという御要望を受けての今回工事でございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 職員等々要望があってということなんですけども、何でこの補正予算、年度途中というか終わりの補正予算、12月で出てきているのかということで、これぐらいの金額だって当初予算でも入れたような気がするんですけども、なぜこのタイミングなんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

高木部長。

○教育部長（高木安司君） これは、私どものちょっと把握不足だったんですが、現状、前々から要望が出つつあったんですが、やっぱり現地を確認したところ、あまりにも劣悪だったもんですから、先ほど課長からも説明があったように、隣の、近くの児童用のトイレを巻き込んでやれるということも分かりましたので、先生方の不便をなるべく早く解消してあげたい、特にトイレ問題ですので、当初で待つというより、もう今やるならやってあげたいということで今回計上させていただきました。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はござい……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今度、プラザの、もう一回、体育館の空調の件に戻るんですけども、体育館はかなり広くて、6台業務用を設置ということなんですけども、結構、維持費とか光熱費ってかかるんじゃないかなと思うんですけど、光熱費、どれぐらいで見積もってますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 設置後の光熱水費については、まだ積算をしております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 CO₂排出量とかもすごいような気がするんですけども、省エネ対策みたいなのは何か考えてるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まずは、一般的に今の機器というのは、年々日進月歩で省エネ化はもちろん、私どもがどうのこうのということではなくて省エネ化は進んでおります。

一方で、先ほどもちょっと送風機という話もしました。いわゆる必要なときに送風機で押し出すことで、極力、例えば冷房ですとなるべく高い温度、暖房ですと低い温度でも一定の効果が、プラスアルファの効果が見込める、期待できるような対策を取っております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 昨年、建設文教委員会で、ZEBの学校の、ZEBで建てられた学校をちょっと視察に行ったんですけども、ZEBってゼロエネルギーの。そこで環境のモニターだったりとか、クールトレンチって地下からの風だったりとか、あと断熱材の利用、太陽光の熱の利用とか、そういったものでかなりエネルギーを抑えてというか、ほとんどないような形でゼロを達成できたんですけど、そういったふうにやってたんですけど、豊明も消防署で地中熱利用のヒートポンプとかそういったものも利用されてます。そういう

新エネルギーの活用だったりとか、そういう環境に配慮したものというのは、何か比較検討されたんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 行政として取り組んでいかなきゃならない課題かなと認識しております。ただ、そういったものは、一般的には新築のタイミングで壁の断熱とか空気の流れとか、いろんなことを設計して恐らくやられるかなと思いますので、今回の後からつけるエアコンについてはなかなか難しいのかなという認識です。

終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は。

○行政経営部長（小串真美君） すいません。

あと、今回、台数6台ということで、1台の機能の、おおむねそのとおりの、設計とおりの面積なんですけれども、実際に効くかどうかというところも、これ、本会議場の答弁と重なるんですけれども、実証の意味合いもちょっと込めておりますので、そういった形で、今回はエコという視点よりも、まずは既存の施設に合わせて導入していくということで検討しました。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

議長。

○鵜飼貞雄委員 すみません。戻っちゃいます。

栄中学校のエレベーター更新等工事費、昨日の本会議質疑の中でも少し述べられたと思うんですけども、このたび3階まで上がってって、4階にある機械室取っ払って、4階まで上がるようにしますよと。エレベーターの、恐らく今回もロープ式でやると思うんですけども、機械室を、要は、屋上に設置するわけではなくて、要は、方式、変わってくるわけじゃないですか、恐らくは。それも今回の工事費の増額理由に当たったりするとかあるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 多少はあると思いますが、もう今は機械室レスという言い方をするんですけど、機械室があるタイプからレスというタイプに変わったものが影響してるということは、こちらとしては考えておりません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

副委員長。

○中堀りゆういち委員 すいません。6 ページ。

（マイクの声あり）

○中堀りゆういち委員 すいません。6 ページ、第3表で3段目、まちづくりアンケート調査業務委託事業なんですけど、具体的内容をお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 総合計画を進行管理するためのまちづくり、すみません、アンケート調査になります。総合計画の40の目標の、めざすまちの姿の達成度を計るための主にアンケート調査になります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

副委員長。

○中堀りゆういち委員 アンケートのやり方、お願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 6,000件ほど調査をするんですけど、紙で送る場合とウェブでやってもらう形の併用で行います。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第91号の補正予算ですけど、反対したいと思います。

理由は、大きく3点申し上げたい。

1点目、まず、補正予算は、財政法の29条で緊急性があるかどうかということが要件に認められております。なぜ補正予算はそういった緊急性が求められるかというと、行政の

役割として、福祉とか教育とか、それから、土木、商工、まちづくりと、本当に多岐にわたると思うんですね。その全体の予算のバランスを審議しながら考えていかないといけないというのがまず基本的にあります。単発にそういった事業だけ上げればよさそうな気はするんですけど、どこかのそういった分野に偏ってしまうということもある。なので、そういった全体的に見ながらやらないといけないので、基本的には、当初予算で組むべきなのが大原則です。

こういった単発で出てくるものは、本当に費用がかさみやすく、財政の悪化にもつながりやすいということも言われています。なので、今、予算、いろいろ見ましたが、特に公共施設管理事業において、特に緊急性もなく、意見が出てきたから、要望が出てきたからといってばらばらと予算に上げているような感じがあって、全体的に、計画的に財政運営ができていないということがまず1点目です。

2点目は、これ、以前から申し上げているように、防水工事のところ、事後保全の改修になっているということ。何のために長寿命化計画をつくったかということです。

事後保全の形から、定期的に修繕サイクルを設定して計画的に保全を行うと。そうすることで、老朽化した公共施設の更新コストの平準化と縮減を図ることが計画に書かれています。そういったことで長寿命化計画というのは策定したと思うんですね。それが全然できていないということが2点目。

3点目、これだけ脱炭素とか温室効果ガスゼロというふうに言われていて、政府も2050年までにゼロにするということを目指して取り組んでいる。で、愛知県内でもCO₂排出ゼロを掲げて、かなりの自治体が宣言をしています。そうした中で、自然エネルギーとか環境の配慮とか、そういった比較検討がほとんどされてなくて、普通に業務用のルームエアコンをただ設置するというのは、時代の流れと本当非常に逆行してるんじゃないかなと思います。

そういった環境の配慮も全然できていないという点もあって、この3点で反対いたします。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

議長。

○鵜飼貞雄委員 では、議案第91号、一般会計補正予算の9号の総務委員会所管部分について、賛成の立場で討論いたします。

今回、今日の審議は、こちらの公共施設管理事業が主でありました。その点だけに絞って数点述べさせていただきたいと思います。

まず、栄中学校のエレベーターの更新等々、昨今こういった、ちょっと肢体の不自由な

お子様とかのためにこういったエレベーターの更新していただいているのは、本当にありがたい事業だと思います。やはり教育の機会均等という面でも、全ての方が同じように教育を受けるためにこういった事業というのは当然必要だと思いますので、評価したいと思います。

あと、共生交流プラザの屋内運動場の空調、やはり空間としては広いですね。また、耐震等といったときに、つり天井を落としたことによって断熱効果もよくない。

ちょうど私、テニスクラブの経営もやっておりますので、いろんな屋内の空調の方法とかもあるんですけども、基本、どこの、そういったところ、あんまり効かないんですよ、こういったことをやっても。要は、どちらかというと、普通の屋内に入って、夏にきーんと冷えてるとか、冬にすっごいあったかいなというのを求められているのではなくて、外でやるよりかはまだちょっとましだろうと、そういったものではあるんですね。

恐らく、だから、市当局さんとしても、どちらかというと、そういう今後、有事の際に、避難所として利用する際に、そういった避難者への安全配慮というものも目的にして今回こういったのをカラットから始めるよと、そういった考えであるというふうに私は理解させていただきました。

あとは、清掃事務所の屋根であるとか小学校の職員用のトイレ、ちょっと後回し感あるかもしれませんが、逆にそういった、ちょっと関係している職員さんって言ったらあれなんですけど、市に一番近いところにいる職員さんに、本当に申し訳ない、迷惑かけるんだけどもちょっと後回しにさせてくださいよ、その代わりにほかにもっとやらないといけないことを当初予算づけしているから、どうしても後回しになっちゃった、そういった感じがあるのかなというふうに私は理解いたしました。

なので、事後保全とかというよりかは、ちょっと目つぶってくださいよと、ほかのこと、やりたいことがあるんで、そういった当初予算づけをしっかりとされて、この期が終わりに差ししかかっていたところで、何とかできそうだから今回つけさせていただいたのかなというふうに思いました。

先ほど、林委員のほうからも環境配慮というふうに、それも確かに今の世の中の時代の潮流なので、今後、財政的に余裕があればそういったことも検討していただきたいと思います。ですが、いかんせんこういったものを使うと、通常の設置費よりかもう何倍も何十倍もコストがかかってきますので、議会での審議、議会を通すこと難しいかもしれませんので、なので、そういうところもちょっと時代の流れも見ながら、今後は御検討いただければなというふうに申し添えまして、賛成の討論といたします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論……。

月岡委員。

○月岡修一委員 議案第91号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第9号）について、賛成の立場で討論を申し上げます。

主にこの公共施設管理事業……。

○総務委員長（郷右近 修議員） 月岡委員、もう少しマイクを近づけていただいて。

○月岡修一委員 失礼しました。

主に公共施設管理事業のほうに集中しておりますが、林委員が雄弁に反対意見を唱えましたが、行政というのは、やはり生きた事業なんですね。そして、年齢、それぞれの多種多様な人が施設を活用して、子どもたちの遊ぶ環境の中で学び、成長していく、大人はまた健康を維持していく、そういったものをやはり当初予算で全てを賄うということは、どこの国でもどこの自治体でも、これは不可能です。やはり行政運営をしていない学者が書いた理論は誰でも書ける、理想は書ける、どんなことでも。しかし、実際、現場でこうして運用する立場になれば、そんなことは到底不可能と思ってます。

今回、説明聞いたときに、使用する時期を適切に考えたときに、この時期に補正予算を組んでおかなければ、例えば機器を製造していただく、手に入れるための期間が必要だとか、いろんな諸条件が発生しているわけですね。そういった意味では、十分に思案して考えられたのかなと思います。ですから、一概に補正予算が間違ってるということも言えない。

例えば、豊明も決して遅れてるわけじゃない。旧消防署、現在の消防署でも地下水を利用した、そういった空調工事、やりました。しかし、その工事費というのは、かなりの金額が、地下を掘るということは大変な金額がかかる。このような空調工事の値段では済まない。そういったことを勘案した場合は、やはり適材適所というか、今、最善な方法で、その環境、形に合わせてやれる機種を選んでいかないと、全てがおっしゃるようにやったら膨大な金額がかかってしまう。そのことは、やっぱり議員としては理解をしていかなきゃいけない。本当に予算に限りなくやるんだったら、恐らく林委員の言うように、かなり理想に近づいた環境になるかなと思いますが、それは、やはり今の日本の環境を考えた場合、ほぼ不可能だろうと思ってます。

ですから、やはり職員さんに僕も厳しいことをいつも言いますが、やはり適材適所として、この時期を選んで、使用時期を選んでやっている、それは全て子どもたちのため、市民のためになる、そういったことをやはり相当数に勘案した結果、出している案件だと思いますので、それはやっぱり理解した上で賛成討論としなければいけないと思います。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第91号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。そのままで。分かりました。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） 賛成多数でございます。よって、議案第91号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情の審査に入ります。

陳情と関係のない職員については自席待機といたしたいが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。陳情と関係のない職員については自席待機とします。

ここで、職員の入替えのために10分間の休憩といたします。

午前 1 1 時 9 分休憩

午前 1 1 時 1 9 分再開

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

陳情第11号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情を議題といたします。

それでは、陳情者の松下様より陳情の趣旨説明の申出がございますので、5分以内で説明をお願いします。

○陳情者 よろしく願いいたします。

私は、このたび、政党機関紙の庁舎内においての勧誘行為の自粛を求める陳情書を提出いたしました、沓掛町に住んでおります松下正夫と申します。よろしく願いいたします。

本日は、貴重な時間を与えていただき、鵜飼議長をはじめ、委員長、委員の皆様へ感謝申し上げます。

陳情理由について説明させていただきます。

全国市区町村の庁舎内で政党機関紙の勧誘、配達、集金が無許可で行われていることが問題になっており、その是正のために、今年だけで地方議会28か所で庁舎内における勧誘、

配達、集金の自粛を求める陳情が採択されました。

各種メディアでも実体が報告されていますが、庁舎内で特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、またはさせられていることに驚愕しています。特に議員に勧誘され、購読しなければならないという圧力を感じたと答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割に上っていることは、大変深刻な事態だと思います。これも自治体がアンケート調査を実施して、初めて明らかになったことです。

具体例として、千葉県長生村議会で令和5年6月から7月、議員から職員へのハラスメントアンケートを調査実施しました。

お配りした資料を御覧いただけますでしょうか。

その結果、職員が受けているハラスメント行為の上位4番目に、政党機関紙の勧誘、購読の強要が挙げられました。さらに、そのハラスメントの職員は誰にも相談できなかったというのです。庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為やセクハラ行為などは絶対に放置してはならないと思っております。

2020年6月にパワハラ防止法が施行され、地方公務員が保護の対象になりました。全国自治体において、心理的圧力を感じたという深刻な実情が明らかになったことから、豊明市役所においても、政党機関紙の勧誘行為に関して心的圧力を感じている職員がいないか、現状把握に努めてください。

政党機関紙の勧誘、配達、集金行為は政治活動であり、そのような行為が庁舎内で行われるのであれば、政治的中立性に疑念が生じるのではないのでしょうか。職員は、政治的中立性、公平性、公正性への疑義を持たれないよう、私的に政党機関紙の配達、集金に応じる際は、公共の施設ではなく自宅等のプライベートな場所で行うべきものではないでしょうか。

そもそも庁舎管理規則によって、行政関係者や一般従業員を問わず、庁舎内で無許可での営業、勧誘行為は禁止されているはずです。大多数の議員の皆様、明らかな営業行為である庁舎内における職員の政党機関紙の勧誘を自粛されていると拝察します。もし、いまだ無許可で勧誘している政党議員、おられる実態があれば、政治活動に伴う営業行為は庁舎内管理規則の営業許可申請事項であることを明示していただき、今後は無許可営業行為を改めていただきたい旨を確認してください。

それでは、陳情項目を読み上げさせていただきます。

1、庁舎管理規則に定められている事項での厳守し、または職員へのハラスメントが生じる懸念から、庁舎内で無許可での政党機関紙の営業、勧誘行為を禁止または自粛してください。かつ、住民の大切な個人情報と預かる執務室内に立ち入っての配達、集金が行わ

れないよう行政に求めてください。

2、政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるものではありませんが、庁舎内の政治的中立性の疑義を生じさせないため、職員で私的に購読したい方は、プライベートな場所、配達先、集金先として推奨する等、職員の努力改善を求めてください。

3、豊明市役所内においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際、心的な圧力を感じたり、実態が本当でないかどうかは、職員に寄り添って調査、確認するよう行政に求めてください。心的圧力を受けた職員がおられた場合は、適切に対応してください。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

本陳情について、当局から状況等で説明できることがあればお願いいたします。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にございません。

○総務委員長（郷右近 修議員） 当局あるいは陳情者の方への質疑のある方は挙手を願います。

議長。

○鵜飼貞雄委員 すいません、1点だけ。

多分、当局さんのほうがいいかもしれないんですけども、陳情項目の1番にある政党機関紙の勧誘、配達、集金をする際に、以前はあったかもしれないんですけども、現在、執務室内などに許可なく立ち入るといような実情は把握されてますでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 総務課よりお答えさせていただきます。

現状につきましては、こういった機関紙の勧誘、あと業者等も含めまして、大切な個人情報等を保管されておりますので、執務室内への立入りは厳しく禁じております。実際は行っておりません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 当局のほうにお聞きしますけども、庁舎内の管理規則でこういった政党機関紙の勧誘、配達、集金というのは、明確に禁止というのはされてるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 明文化されているものはございませんが、庁舎管理規則の中には、物品販売等の禁止といったものは一応記載はされております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは人事のほうがいいかなと思うんですけど、そういった職員の方から勧誘とかそういう配達、集金などがあって、心理的な圧力を感じたというのは、相談というのは、これまであったんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 人事担当のほうとしては、職員からそういった相談とか困っているよというお話は、今まで聞いたことはございません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

岡島委員。

○岡島ゆみこ委員 陳情第11号の本陳情の趣旨は理解できました。しかし、陳情項目の内容が実情に沿ってない部分もあるということと、職員への調査などの実施を行うことができるかどうか懸念する点もあります。そのため、趣旨採択といたします。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 趣旨採択で行きたいと思います。

陳情内容にあるように、そういった職員へのパワハラ、セクハラというのは絶対にいけませんし、執務室に入ってきて、そういった勧誘とかそういった強要があったなら、それは絶対に禁止すべきですけど、ただ、そういった購読する分には自由だと思いますし、そこまで制限することではないのかなというふうにも思いますし、なかなか今の現時点で、

今お話聞いた限りでは、そういった職員に対して、全庁舎、そういった実態調査を行うべきかという、そういうふうではないのかなというふうに思いまして、趣旨採択で行きたいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

月岡委員。

○月岡修一委員 私は、過去のことはあまり記憶が定かでないんですが、ここ10年ぐらいの共産党と言われる議員との付き合いを振り返ってみますと、そういった、ここの中にたくさん書いてあるような趣旨の行動は全く見られてないし、庁舎内を歩いて、新聞持って歩いているという姿を見てないし、職員さんから、非常に困りましたと相談も受けてない。

自民党のほうから出てることなんですが、私も自民党委員でばりばりとしてやっておりますが、何かちょっと、個人的にですよ、率直申し上げますけど、国を挙げて大げさにやるようなことでもないような気がするんですが、ある意味では、個人の努力の1つと言われるような行動を止めることはできないと思います。しかし、庁舎には庁舎の管理的なシステムもありますから、それは守ってもらわなければいけない。そういった条件の下で振り返ってみましたときに、過去10年以上、私は記憶はありません。

したがって、この問題については、結論をつけるというか趣旨採択という形でお願いしたいと思います。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

陳情第11号は、採択すべきものとする方の挙手を求めます。ございませんか。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） 採択に賛成なしでございます。

続きまして、陳情第11号に趣旨採択の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） 全会一致でございます。よって、陳情第11号は、全会一致により趣旨採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に御一任願いますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員）　ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、お疲れさまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前 1 1 時 3 1 分閉会